

## 当座勘定規定（抜粋）

現 行	改 正（案）
<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払等）</p> <p>①小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年12月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u></p>
<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>①当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p>	<p>第8条（手形、小切手用紙等）</p> <p>①当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年12月30日までに振り出してください。</u></p> <p>②当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年12月30日までに振り出された手形であることを</u>確認してください。</p>
<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしします。</p>	<p>第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手）</p> <p>①手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしします。<u>なお、令和8年12月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとしします。</u></p>
<p>第18条（綿引小切手の取扱い）</p> <p>①綿引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとしします。</p>	<p>第18条（綿引小切手の取扱い）</p> <p>①綿引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができますものとしします。<u>なお、令和8年12月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u></p>
	<p>附 則</p> <p><u>令和8年4月23日開催の理事会において改正した事項は、令和8年5月1日より適用する。</u></p>